協議番号

年度

区

<横浜市狭あい道路拡幅整備事業>

「市による舗装工事」依頼時チェックリスト及び誓約書

【注意】以下のチェック項目がすべて満たされない場合には、立会いを延期する、 又は、市による舗装工事ができない可能性があります。

確認し✔、空欄を記入	詳細
①道路後退部分の 支障物等(<u>道路上の</u> <u>最終宅桝・止水栓を</u> <u>含む</u>)は無い	〈支障物の例〉 水道設備(止水栓、量水器)・排水設備(桝)・ガス設備 等 ※道路上を含む ・上記以外でも、現場立会時に道路舗装工事や道路管理上支障となる物が 確認された場合は、当該支障となる物の撤去または移設をしていただきます。
②道路後退部分の 埋設管の深さは、 舗装工事に影響がない (引込工事は実施済み)	<地下埋設物の例> 水道管、排水管、ガス引込管 等 ・万が一、埋設管の状況が横浜市への報告内容と異なったことが原因で、市による 舗装工事中に埋設管の損傷等の事故が起きた場合には、申請者の責任において対応 していただきます。 ・事故が起きた場合は、近隣の皆様にも影響を与えるおそれがあります。 ・立ち合い前に各事業者と地下埋設物の有無を含め調整し、移設の可否や施工時期等に
道路後退部分の埋設管の 深さ(一番浅い箇所)・確認日 ・確認方法	ついて協議をお願いします。施工は立ち合い前に終えるようにしてください。 ・移設にあたっては、助成金の制度があります。 申請地境界線 後退線
水 道: cm (月日新設・照会・掘削) 排 水: cm (月日新設・照会・掘削) ガス: cm (月日新設・照会・掘削) その他: cm (月日新設・照会・掘削)	道路後退部分 選案敷地 (外構) 埋設深さ(最も浅い部分) 目安80cm以上 接続管(埋設管) 後退線+10cm程度の範囲
③道路後退部分に 民間の境界標は無い	・ <u>民間の境界標は、市による撤去や撤去後の復元、管理はできません。</u> 道路後退部分の民間の境界標はご自身の費用で撤去をお願いします。(道路上を含む)
④電柱等※の移設を 検討した ※交通標識・防犯灯等を含む	・電柱は東京電力又はNTT等、交通標識は警察、防犯灯等はその設置者と、移設位置 及び時期について協議し、その結果を建築防災課狭あい道路担当へ連絡してください。 ・移設場所について土木事務所と調整が必要な場合があります。 ・電柱等を移設する場合は、電柱移設後に市による舗装工事を行います。 ・電柱等の移設は道路後退線より敷地側への移設をお願いしています。 ・移設にあたっては、助成金及び奨励金の制度があります。 ・移設できない場合、市による舗装工事をお断りすることがあります。
⑤外構工事前である	・市による舗装工事の前に外構工事を行った場合、外構の仕上げ高さと道路の高さが合わず、段差が生じる可能性があることをご理解ください。・道路の高さを外構の仕上げ高さにあわせることはできません。
⑥必要書類を提出した	□ 後退用地道路状整備申請書 □ 後退用地道路状整備申請承諾書(申請書と土地所有者等が異なる場合) □ 土地使用承諾書兼誓約書(申請地の土地所有者等関係権利者全員分)
万一、事故がおきた場合の責任の所在等、上記事項について理解・確認しました。	

署名欄

所属

号

年

氏名

月

日